

# 清流苑施設介護サービス利用料金

令和6年8月1日改正

単位数単価：10円

(単位)

## <多床室利用>

要介護度	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	日常生活継続 支援加算(Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅰ)イ	夜勤職員配置 加算(Ⅲ)イ
介護度1	589/日	36/日	6/日	28/日
介護度2	659/日			
介護度3	732/日			
介護度4	802/日			
介護度5	871/日			

## <従来型個室利用>

(単位)

要介護度	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	日常生活継続 支援加算(Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅰ)イ	夜間職員配置 加算(Ⅲ)イ
介護度1	589/日	36/日	6/日	28/日
介護度2	659/日			
介護度3	732/日			
介護度4	802/日			
介護度5	871/日			

○初期加算：1日につき30単位（最大で30日間）

○外泊時費用：1日につき246単位と負担限度額に応じた居住費（原則月6日限度）

○若年性認知症入所者受入加算：1日につき120単位（40歳～65歳前々日まで）

○退所時情報連携提供加算：1回につき250単位

○退所時相談援助加算：1回を限度として400単位

○看取り介護加算(Ⅰ)：1日につき72単位（死亡日以前31日以上45日以下）

1日につき144単位（死亡日以前4日以上30日以下）

1日につき680単位（死亡日の前日及び前々日）

1日につき1280単位（死亡日）

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：1月の上記総単位数の14.0%

\*サービスに係る自己負担額は、要介護度や負担割合に応じて異なります。

(円)

食費に係る自己負担額	①利用者負担第1段階の方	300/日
	②利用者負担第2段階の方	390/日
	③利用者負担第3段階①の方	650/日
	④利用者負担第3段階②の方	1,360/日
	⑤利用者負担第4段階の方	1,445/日
居室に係る自己負担額 <多床室利用>	①利用者負担第1段階の方	0/日
	②利用者負担第2段階の方	430/日
	③利用者負担第3段階の方	430/日
	④利用者負担第4段階の方	915/日
<従来型個室利用>	①利用者負担第1段階の方	380/日
	②利用者負担第2段階の方	480/日
	③利用者負担第3段階の方	880/日
	④利用者負担第4段階の方	1,231/日

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額となります。

**\*要介護度1または要介護度2の方の入居の取り扱いについて**

(平成27年4月1日～)

指定介護老人福祉施設への入居は、原則要介護度3以上の方が対象となります。

要介護度1及び要介護度2の方の入居については、保険者(各市町村)と連携を図りながら「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき以下の方が入居の対象となります。

- (1) 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

\*ただし、入居に当たっては、上記要件に該当し、当施設の入所検討委員会にて検討を行っていくこととなります。

**\*要介護度3以上で入居した方について**

施設入居後の介護保険要介護更新にて、要介護度1及び要介護度2と認定された場合は、契約解除の対象となる場合があります。